

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成23年5月13日

【四半期会計期間】 第14期第1四半期(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

【会社名】 株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所

【英訳名】 D.Western Therapeutics Institute, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 日高 有一

【本店の所在の場所】 名古屋市中区錦一丁目18番11号

【電話番号】 052-218-8785

【事務連絡者氏名】 取締役総務管理部長 橘 信 綱

【最寄りの連絡場所】 名古屋市中区錦一丁目18番11号

【電話番号】 052-218-8785

【事務連絡者氏名】 取締役総務管理部長 橘 信 綱

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第13期 第1四半期 累計(会計)期間	第14期 第1四半期 累計(会計)期間	第13期
会計期間	自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日	自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日	自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日
売上高 (千円)			
経常損失 (千円)	95,455	98,126	407,881
四半期(当期)純損失 (千円)	95,693	98,373	418,396
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)			
資本金 (千円)	1,279,307	1,279,352	1,279,352
発行済株式総数 (株)	17,273,900	17,318,900	17,318,900
純資産額 (千円)	1,289,788	868,802	967,176
総資産額 (千円)	1,308,302	888,633	990,886
1株当たり純資産額 (円)	74.67	50.16	55.85
1株当たり四半期 (当期)純損失金額 (円)	5.54	5.68	24.18
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)			
1株当たり配当額 (円)			
自己資本比率 (%)	98.6	97.8	97.6
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	117,009	111,899	406,442
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	225	458	3,596
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)			90
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	555,489	150,364	262,712
従業員数 (名)	20	20	21

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載しておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数(名)	20
---------	----

(注) 従業員は就業人員であり、パート及び嘱託社員はおりません。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

該当事項はありません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、以下のライセンス契約の契約期間及びライセンス対象医薬品の範囲を変更しております。

抗血小板剤（K-134）

契約書名	H-1 開発及び実施契約書
契約先	興和株式会社
契約締結日	平成14年9月11日
契約期間	契約締結日から実施料の支払が満了する日まで
主な契約内容	<p>当社は、興和株式会社に全世界における抗血小板剤の開発、製造、使用及び販売の再実施許諾権付き独占的実施権を許諾する。</p> <p>当社は、実施権の対価として、契約一時金、マイルストーンを受領する。</p> <p>製品の上市後、興和株式会社は、当社に対し純売上高の一定料率をロイヤリティとして支払う。</p> <p>第三者へライセンスを実施した場合に、興和株式会社は、当社に対しライセンシーから受領する一時金、実施料の一定料率を支払う。</p> <p>本件の契約期間については、契約締結日から実施料の支払が満了する日までとする。</p> <p>新効能、新剤形及び本開発品を含む配合剤として医薬品が販売された場合、これらも実施料支払の対象とする。</p>

(注) 当該開発品に関わる特許は、当社取締役最高科学責任者兼開発研究所長 日高弘義から当社が無償で譲り受けております。なお、本開発品は日高弘義と大塚製薬株式会社との間の共同研究によるものであり、大塚製薬株式会社が負担した本開発品にかかる諸費用の清算金として、パイプラインの開発の進捗等に応じた金額を当社が支払う旨、平成13年2月22日付で当社と大塚製薬株式会社との間で合意しております。具体的には、当社が抗血小板剤に関する特許を譲渡する場合、若しくは本開発品にかかる薬剤が上市した場合、これらから得られる契約金等(契約一時金、マイルストーン、ロイヤリティ)に一定の料率を乗じた金額を研究開発費の清算金として大塚製薬株式会社に当社が支払うこととなっております。但し、支払額の上限は5億円になります。

緑内障治療剤（K-115）

契約書名	H-4 開発及び実施契約書
契約先	興和株式会社
契約締結日	平成14年9月11日
契約期間	契約締結日から実施料の支払が満了する日まで
主な契約内容	<p>当社は、興和株式会社に全世界における緑内障治療剤の開発、製造、使用及び販売の再実施許諾権付き独占的実施権を許諾する。</p> <p>当社は、実施権の対価として、契約一時金、マイルストーンを受領する。</p> <p>製品の上市後、興和株式会社は、当社に対し純売上高の一定料率をロイヤリティとして支払う。</p> <p>第三者へライセンスを実施した場合に、興和株式会社は、当社に対しライセンシーから受領する一時金、実施料の一定料率を支払う。</p> <p>本件の契約期間については、契約締結日から実施料の支払が満了する日までとする。</p> <p>新効能、新剤形及び本開発品を含む配合剤として医薬品が販売された場合、これらも実施料支払の対象とする。</p>

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第1四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期会計期間における国内経済は、新興国向け輸出に牽引され、緩やかな回復過程にあったものの、東日本大震災の発生による被害に加え、原発問題、エネルギー供給問題などに見舞われ、景気は急速に冷え込みつつあります。

国内医薬品業界におきましては、医療費抑制政策の推進、大型新薬不足の中での有望な医薬候補品獲得が新薬開発企業の重要課題となっており、医薬候補品獲得に向けた事業提携やライセンス活動が活発に行われております。

このような状況の下、当社は新薬の継続的な創出とパイプラインの拡充を目指し、研究開発活動を推進いたしました。

ライセンスアウト済パイプラインにつきましては、ライセンスアウト先の興和株式会社により実施された抗血小板剤「K-134」の米国前期第 相臨床試験、及び緑内障治療剤「K-115」の国内第 相臨床試験が終了したほか、「K-134」の国内前期第 相臨床試験は当第1四半期会計期間において目標症例数の投与が完了(投与後の観察も終了)いたしました。

新規開発品につきましては、新規緑内障治療剤につき作用メカニズムの解明を進める一方、ライセンスアウトに向けた活動を進めました。また、シグナル伝達阻害剤開発プロジェクトにつきましては、リード化合物の選定に向けた研究開発活動を実施いたしました。

なお、ライセンスアウト済パイプラインである、「K-134」、「K-115」はともに、当第1四半期会計期間において新たなマイルストーン収入の発生がなかったことから売上高は発生しておりません。

利益面につきましては、研究開発費が46百万円(前年同期比9.1%増)、その他販売費及び一般管理費が52百万円(前年同期比2.0%減)であったことにより、販売費及び一般管理費は98百万円(前年同期比2.9%増)となりました。その結果、営業損失は98百万円(前年同期営業損失95百万円)、経常損失は98百万円(前年同期経常損失95百万円)、四半期純損失は98百万円(前年同期四半期純損失95百万円)となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末から102百万円減少し、888百万円となりました。主な要因は、現金及び預金が前事業年度末に比べ112百万円減少したこと等によるものです。

なお、総資産に占める流動資産の比率は当第1四半期会計期間末97.7%、前事業年度末97.8%であります。

負債は、前事業年度末から3百万円減少し、19百万円となりました。主な要因は未払法人税等が1百万円減少したこと等によるものです。

純資産は、前事業年度末から98百万円減少し、868百万円となりました。これは、四半期純損失の計上により、利益剰余金が98百万円減少したことによるものです。

なお、借入金や社債等の有利子負債残高はありません。

また、負債純資産合計に占める純資産の比率は当第1四半期会計期間末97.8%、前事業年度末97.6%であります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前事業年度末に

比べ112百万円減少し、150百万円となりました。

なお、当第1四半期会計期間におけるキャッシュ・フローの状況と要因は次の通りです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は111百万円(前年同期比5百万円減)となりました。これは税引前四半期純損失が98百万円あったこと、産学官連携講座にかかる共同研究費の支払等により、前払費用の増加額10百万円があったこと等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は0.4百万円(前年同期比0.2百万円増)となりました。これは差入保証金の差入による支出0.5百万円があったこと等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローはありません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期会計期間における研究開発費の総額は46百万円であります。

なお、当第1四半期会計期間において、当社の研究開発活動に重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	48,442,000
計	48,442,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年5月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	17,318,900	17,318,900	大阪証券取引所 JASDAQ (グロース)	単元株式数は 100株であります。
計	17,318,900	17,318,900		

(注) 提出日現在の発行数には、平成23年5月1日からこの四半期報告書提出日現在までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

第1回新株予約権 (平成17年8月31日決議)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数	665個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	332,500株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	2円(注2、3)
新株予約権の行使期間	自平成19年9月1日 至平成27年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2円 資本組入額 1円 (注2、3)
新株予約権の行使の条件	<p>各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>本新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。</p> <p>本新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。</p> <p>本新株予約権発行時において当社の取締役および従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、定年退職その他当社の取締役会において正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。</p> <p>本新株予約権発行時において当社との間で科学顧問契約またはコンサルタント契約を締結している者(契約締結予定者含む)は、新株予約権行使時においても当社との間で科学顧問契約またはコンサルタント契約を締結していることを要する。ただし、当社の取締役会において正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。</p> <p>本新株予約権の行使期間にかかわらず、株式上市日までは権利行使ができない。</p> <p>上記株主総会決議および本取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反していないこと。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は2,000個であり、平成17年8月31日開催の取締役会において上記条件の新株予約権1,970個の付与を決議しております。以後、権利放棄により権利を喪失した個数及び権利行使済の個数を減じております。
- 2 平成18年10月12日付をもって1株を5株に、平成20年7月15日付をもって1株を100株に株式分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整が行われております。
- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数}}{\text{既発行株式数}} \times \text{1株当たり払込金額 又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数 又は処分株式数}}$$

第2回新株予約権 (平成18年3月28日決議)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数	225個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	112,500株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	250円(注2、3)
新株予約権の行使期間	自平成19年9月1日 至平成27年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 250円 資本組入額 125円 (注2、3)
新株予約権の行使の条件	<p>各新株予約権の一部行使はできないものとする。 本新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。</p> <p>本新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。</p> <p>本新株予約権発行時において当社の役員および従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、定年退職その他当社の取締役会において正当な理由があると認められた場合はこの限りでない。</p> <p>本新株予約権発行時において当社との間で科学顧問契約またはコンサルタント契約を締結している者(契約締結予定者含む)は、新株予約権行使時においても当社との間で科学顧問契約またはコンサルタント契約を締結していることを要する。ただし、当社の取締役会において正当な理由があると認められた場合はこの限りでない。</p> <p>本新株予約権の行使期間にかかわらず、株式上場日までは権利行使ができない。</p> <p>上記株主総会決議および本取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反していないこと。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は1,000個であり、平成18年4月19日開催の取締役会において上記条件の新株予約権325個の付与を決議しております。以後、権利放棄により権利を喪失した個数を減じております。
- 2 平成18年10月12日付をもって1株を5株に、平成20年7月15日付をもって1株を100株に株式分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整が行われております。
- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数}}{\text{又は処分価額}} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

第3回新株予約権 (平成18年11月10日決議)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数	2,500個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	250,000株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	800円(注2、3)
新株予約権の行使期間	自平成18年11月29日 至平成28年11月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 800円 資本組入額 400円 (注2、3)
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者が当社の取締役および従業員ならびに当社関係会社の役員等のいずれの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。その他取締役会の認める正当な事由のある場合はこの限りではない。</p> <p>本新株予約権の行使期間にかかわらず、株式上場日までは権利行使ができない。</p> <p>この他の条件は、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。</p> <p>新株予約権者が当社に本新株予約権を放棄する旨書類で申し出た場合には、放棄した日をもって以後何人も当該新株予約権を行使できない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は5,000個であり、平成18年11月10日開催の取締役会において上記条件の新株予約権2,650個の付与を決議しております。以後、権利放棄により権利を喪失した個数を減じております。

2 平成20年7月15日付をもって1株を100株に株式分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の新株の発行価格及び資本組入額の調整が行われております。

3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

第4回新株予約権 (平成18年11月10日決議)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数	1,250個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	125,000株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	800円(注1、2)
新株予約権の行使期間	自平成18年11月29日 至平成28年11月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 800円 資本組入額 400円 (注1、2)
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権発行時において当社の監査役であったものは、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の役員であることを要する。ただし、任期満了による退任、その他当社の取締役会において正当な事由があると認められた場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権発行時において当社との間で科学顧問契約またはコンサルタント契約を締結している者(契約締結予定者含む。)は、新株予約権行使時においても当社との間で科学顧問契約またはコンサルタント契約を締結していることを要する。ただし、当社の取締役会において正当な事由があると認められた場合はこの限りでない。</p> <p>本新株予約権の行使期間にかかわらず、株式上場日までは権利行使ができない。</p> <p>この他の条件は、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。</p> <p>新株予約権者が当社に本新株予約権を放棄する旨書類で申し出た場合には、放棄した日をもって以後何人も当該新株予約権を行使できない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 平成20年7月15日付をもって1株を100株に株式分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の新株の発行価格及び資本組入額の調整が行われております。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

第5回新株予約権 (平成20年3月27日決議)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数	1,050個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	105,000株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	800円(注2、3)
新株予約権の行使期間	自平成22年3月29日 至平成30年3月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 800円 資本組入額 400円 (注2、3)
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者が当社の取締役および従業員ならびに当社関係会社の役員等のいずれの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。その他取締役会の認める正当な事由のある場合はこの限りではない。</p> <p>本新株予約権の行使期間にかかわらず、株式上場日までは権利行使ができない。</p> <p>この他の条件は、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。</p> <p>新株予約権者が当社に本新株予約権を放棄する旨書類で申し出た場合には、放棄した日をもって以後何人も当該新株予約権を行使できない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は1,200個であり、平成20年3月27日開催の取締役会において上記条件の新株予約権1,150個の付与を決議しております。以後、権利放棄により権利を喪失した個数を減じております。

2 平成20年7月15日付をもって1株を100株に株式分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の新株の発行価格及び資本組入額の調整が行われております。

3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年1月1日～ 平成23年3月31日		17,318,900		1,279,352		1,269,352

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年12月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 17,318,300	173,183	単元株式数 100株
単元未満株式	普通株式 600		
発行済株式総数	17,318,900		
総株主の議決権		173,183	

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 1月	2月	3月
最高(円)	168	147	148
最低(円)	139	125	59

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所 J A S D A Q (グロース) におけるものであります。

3 【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期会計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)及び前第1四半期累計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第1四半期会計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)及び当第1四半期累計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期会計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)及び前第1四半期累計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)に係る四半期財務諸表並びに当第1四半期会計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)及び当第1四半期累計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成23年3月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	830,340	942,692
有価証券	20,023	20,020
原材料及び貯蔵品	616	624
前払費用	14,422	4,149
その他	2,577	1,901
流動資産合計	867,980	969,388
固定資産		
有形固定資産	10,490	11,749
無形固定資産	491	536
投資その他の資産	9,670	9,212
固定資産合計	20,652	21,497
資産合計	888,633	990,886
負債の部		
流動負債		
未払金	10,202	11,721
未払法人税等	1,556	3,327
その他	8,071	8,660
流動負債合計	19,831	23,709
負債合計	19,831	23,709
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,279,352	1,279,352
資本剰余金	1,269,352	1,269,352
利益剰余金	1,679,902	1,581,528
株主資本合計	868,802	967,176
純資産合計	868,802	967,176
負債純資産合計	888,633	990,886

(2)【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
売上高	-	-
売上原価	-	-
売上総利益	-	-
販売費及び一般管理費		
研究開発費	1 42,285	1 46,121
その他	2 53,672	2 52,606
販売費及び一般管理費合計	95,958	98,728
営業損失()	95,958	98,728
営業外収益		
受取利息	442	287
試薬品収入	-	300
その他	60	13
営業外収益合計	503	601
経常損失()	95,455	98,126
税引前四半期純損失()	95,455	98,126
法人税、住民税及び事業税	238	246
法人税等合計	238	246
四半期純損失()	95,693	98,373

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純損失()	95,455	98,126
減価償却費	1,660	1,303
受取利息及び受取配当金	442	287
為替差損益(は益)	5	9
たな卸資産の増減額(は増加)	2	7
前払費用の増減額(は増加)	7,899	10,273
未収消費税等の増減額(は増加)	1,804	32
未払金の増減額(は減少)	3,945	1,518
その他	8,092	2,036
小計	115,983	110,974
利息及び配当金の受取額	3	12
法人税等の支払額	1,029	938
営業活動によるキャッシュ・フロー	117,009	111,899
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	105	-
差入保証金の差入による支出	120	558
差入保証金の回収による収入	-	100
投資活動によるキャッシュ・フロー	225	458
財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-
現金及び現金同等物に係る換算差額	5	9
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	117,229	112,348
現金及び現金同等物の期首残高	672,719	262,712
現金及び現金同等物の四半期末残高	555,489	150,364

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期会計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	資産除去債務に関する会計基準の適用 当第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 なお、これによる損益への影響はありません。

【表示方法の変更】

	当第1四半期会計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)
(四半期損益計算書関係)	前第1四半期累計期間において、営業外収益の「その他」に含めていた「試薬品収入」は、営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第1四半期累計期間では区分掲記することとしております。なお、前第1四半期累計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「試薬品収入」は24千円であります。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成23年3月31日)	前事業年度末 (平成22年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額 48,220千円	有形固定資産の減価償却累計額 46,962千円
当社の研究開発活動の一環として、平成21年12月25日に国立大学法人三重大と締結した「産学官連携講座共同研究契約書」(契約期間：平成22年1月1日から平成24年12月31日まで)に関して、同法人に対する今後の支払債務は、合計56,823千円(平成23年度18,869千円、平成24年度37,954千円)であります。	当社の研究開発活動の一環として、平成21年12月25日に国立大学法人三重大と締結した「産学官連携講座共同研究契約書」(契約期間：平成22年1月1日から平成24年12月31日まで)に関して、同法人に対する今後の支払債務は、合計75,693千円(平成23年度37,739千円、平成24年度37,954千円)であります。

(四半期損益計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)																																				
<p>1 研究開発費の主要な費用及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>給与手当</td><td>21,066千円</td></tr> <tr><td>共同研究費</td><td>8,935千円</td></tr> <tr><td>消耗品費</td><td>2,767千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>1,089千円</td></tr> <tr><td>外注費</td><td>381千円</td></tr> </table> <p>2 その他の主要な費用及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>役員報酬</td><td>17,370千円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td>11,293千円</td></tr> <tr><td>支払手数料</td><td>11,601千円</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td>3,264千円</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td>2,118千円</td></tr> <tr><td>旅費交通費</td><td>1,835千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>570千円</td></tr> </table>	給与手当	21,066千円	共同研究費	8,935千円	消耗品費	2,767千円	減価償却費	1,089千円	外注費	381千円	役員報酬	17,370千円	給与手当	11,293千円	支払手数料	11,601千円	賃借料	3,264千円	広告宣伝費	2,118千円	旅費交通費	1,835千円	減価償却費	570千円	<p>1 研究開発費の主要な費用及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>給与手当</td><td>22,420千円</td></tr> <tr><td>共同研究費</td><td>8,985千円</td></tr> <tr><td>消耗品費</td><td>3,364千円</td></tr> </table> <p>2 その他の主要な費用及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>役員報酬</td><td>16,350千円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td>10,756千円</td></tr> <tr><td>支払手数料</td><td>14,122千円</td></tr> </table>	給与手当	22,420千円	共同研究費	8,985千円	消耗品費	3,364千円	役員報酬	16,350千円	給与手当	10,756千円	支払手数料	14,122千円
給与手当	21,066千円																																				
共同研究費	8,935千円																																				
消耗品費	2,767千円																																				
減価償却費	1,089千円																																				
外注費	381千円																																				
役員報酬	17,370千円																																				
給与手当	11,293千円																																				
支払手数料	11,601千円																																				
賃借料	3,264千円																																				
広告宣伝費	2,118千円																																				
旅費交通費	1,835千円																																				
減価償却費	570千円																																				
給与手当	22,420千円																																				
共同研究費	8,985千円																																				
消耗品費	3,364千円																																				
役員報酬	16,350千円																																				
給与手当	10,756千円																																				
支払手数料	14,122千円																																				

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
現金及び現金同等物の当第1四半期累計期間末残高と当第1四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の当第1四半期累計期間末残高と当第1四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
(平成22年3月31日現在)	(平成23年3月31日現在)
現金及び預金 1,215,489千円	現金及び預金 830,340千円
有価証券 40,000千円	有価証券 20,023千円
計 1,255,489千円	計 850,364千円
預入期間が3か月超の定期預金 700,000千円	預入期間が3か月超の定期預金 700,000千円
現金及び現金同等物 555,489千円	現金及び現金同等物 150,364千円

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成23年3月31日)及び当第1四半期累計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式(株)	17,318,900

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 新株予約権の四半期会計期間末残高等

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

当社は、創薬事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

当第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

[次へ](#)

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成23年3月31日)	前事業年度末 (平成22年12月31日)
50円16銭	55円85銭

2. 1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

前第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり四半期純損失金額 5円54銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 円	1株当たり四半期純損失金額 5円68銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
四半期損益計算書上の四半期純損失(千円)	95,693	98,373
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純損失(千円)	95,693	98,373
普通株式の期中平均株式数(株)	17,273,900	17,318,900
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年5月7日

株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 浜 明 光 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 原 浩 文 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第13期事業年度の第1四半期会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年5月6日

株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 浜 明 光 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 原 浩 文 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第14期事業年度の第1四半期会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。